



環自整発第 1802132 号

平成 30 年 2 月 13 日

各都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 温泉主管部局長 殿

環境省自然環境局

自然環境整備課長



公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準の遵守  
について

温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条第 1 項では、「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない」とされており、都道府県知事は同条第 3 項で示す「温泉の成分が衛生上有害であると認める」場合には、当該許可を不許可とすることができることとなっている。

環境省では、本許可にあたる基準として、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」（平成 29 年 9 月 1 日付け環境省告示第 66 号。以下「設備構造等基準」という。）及び「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン」（平成 29 年 9 月 1 日付け環自整発第 17070911 号環境省自然環境局長通知。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各都道府県知事等に通知したところである。

今般、平成 30 年 2 月 9 日に長野県内において、浴室内における硫化水素中毒と推定される事故が発生した。これを踏まえ、各都道府県等におかれては、設備構造等基準及びガイドラインの遵守がなされるように措置願いたい。

特に、今冬は例年以上の積雪がみられる地域もあることから、換気孔等の適切な稼働が妨げられていないか等について、必要に応じて十分指導し、利用者の安全確保に遺漏無きよう適切に対応願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。